

豊橋市アグリテック導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市アグリテック導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、革新的な技術を用いて農業課題を解決する新製品又は新サービスの導入に要する経費に対して予算の範囲内において補助することにより、市内の農業生産者の経営の安定及びアグリテック実証支援事業における実証開発の成果の導入促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 豊橋アグリミートアップサポート団体・パートナー農業者登録制度実施要綱（令和7年4月1日決裁）第3条第3号に規定するパートナー農業者であること。
- (2) 過去3年度以内に市が実施したアグリテックコンテストにおいて、最終審査に残った者が提案したサービス等を導入した者であること。
- (3) 市内に住所を有する個人又は団体であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 補助金を申請しようとする年度において、この補助金に類する本市の他の補助金又は国、都道府県等の補助金の交付を受けた者又は交付を受ける予定がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

(補助事業等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、革新的な技術を用いて農業課題を解決する新製品又は新サービスを導入する事業とする。

2 前項の補助事業は、補助金の交付を申請する年度と同一年度に完了するものに限る。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別に定める「豊橋市アグリテック導入支援補助金 製品カタログ」に掲載された製品等の導入に要する経費であって、別表に定めるとおりとする。

2 補助率は、2分の1以内とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に前項の補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 補助対象経費ごとの補助金の額の上限（以下「補助上限額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市の定める期日までに補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1） 補助事業者が補助対象経費に該当する商品又はサービスを購入等したことが分かる請求明細書、領収書等

（2） その他市長が必要と認めた書類

（交付決定及び額の確定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、及び額を確定し、補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げの期日は、前条の規定による交付決定兼交付額確定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（使用の期間）

第9条 補助事業者は、別表に定める補助対象経費のうち農業用機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具及び農業用設備又は農業用施設を構成する装置等の減価償却を要するものを導入する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間継続して使用しなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、前条の期間内において、この補助金により取得した財産を、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換

し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに交付することとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （4） 前条各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金を取り消された場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助上限額	備考
1 機械購入費、施設整備費、システム導入費	農業用機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具及び農業用設備又は農業用施設を構成する装置等の減価償却を要するもの	500,000円	1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。 2 領収証その他の書類により、支出が証明できるものに限る。 3 補助金の交付申請をする年度と同一の年度内の費用に限る。
2 農業資材購入費	農薬、肥料、土壌改良剤、バイオスティミュラント等の減価償却を要しないもの	200,000円	
3 使用料、賃借料、サービス利用料	補助事業に係る使用料、賃借料、サービス利用料	200,000円	